

第1回「(仮称)観光振興税」に係る懇談会

～開催概要～

日時：令和元年12月25日(水)10:00～11:40

場所：かでの2・7 710会議室

■議 題

- (1) これまでの経緯について
- (2) 課税対象について
- (3) 税の使い道について
- (4) 税額について
- (5) 課税免除について

- 事務局から、観光審議会の答申や「法定外目的税の導入に向けた考え方」、「(仮称)観光振興税の具体的イメージ」、「税の使い道に関してこれまで寄せられた意見」や「税額」と「課税免除」に係る他の自治体の状況をそれぞれ説明し、意見交換を実施。

■主な意見

[課税対象について]

- ・ 道には、本道全体に観光客が来て頂くための施策を望んでおり、課税対象としては入域課税の方がより妥当。
- ・ 入域課税に比べ宿泊課税の方が道民の同意を得られやすいというのは疑問。
- ・ 入域課税は、道民の道外旅行や海外旅行からの帰宅の際に課税されることとなり、受益と負担の関係や観光振興のための税の目的に合致しない。
- ・ 入域課税は、課税対象者を全て把握できるか懸念がある。税は簡素であることが第一で、道が入域課税、市が宿泊課税では納税者にわかりづらい。
- ・ 他県と道は事情が異なり、道民にも課税されることの納得を得て進めることが必要。
- ・ 道内の特徴としては、道民の宿泊が39%あることを意識した税の使い道が必要。
- ・ 本道観光のためには、一日でも早い財源確保が必要。また、満足度の低いところに加えて、10年後の攻めに転じるところにも財源活用の検討が必要。

[税の使い道について]

- ・ オーバーツーリズム対策が必要であり、観光公害はこれから大事な課題。持続可能な観光の視点での検討が必要。
- ・ 使途は、公平性、広域性、公益性、納得性が大事。現在実施している動態調査などを活用し、ニーズを把握することが必要。
- ・ 人材への適切な処遇ができる産業となることが、北海道全体の経済を底上げするためにも非常に重要。スキルを持った人を育てるべき。
- ・ 観光振興機構と連携して、マーケティングやブランディングが必要。
- ・ 広域な2次交通や地域のDMOなどへの支援が必要。
- ・ 道と市町村の役割分担を踏まえたうえで、北海道にしかできないことをやるべき。
- ・ 宿泊事業者が徴収する場合、業務が煩雑になることを危惧。レジスター改修などのイニシャルコストの負担も生じる。
- ・ 道と地域が情報を共有し、PDCAを確認することなどで制度の透明性が増す。できればKPIも示した方が良い。

[税額について]

- ・ 他府県の事例が一般的に理解できる。
- ・ 税の使い道と必要額との妥当性が必要。
- ・ 消費税と入湯税に新税が加わると、消費マインドの低下が懸念される。

[課税免除について]

- ・ 免税点を設けると、宿泊代と食事代で価格調整をするケースも懸念される。
- ・ 長期滞在者に過重な負担とならないよう配慮が必要。
- ・ 低価格の宿泊でも行政サービスは享受している。
- ・ 課税に最も大切な点は、簡潔明瞭であることと公平であること。
- ・ 一定金額以下の宿泊であれば水平的な公平性が、一定金額を超える宿泊では垂直的な公平性の観点が必要。
- ・ 徴収事務が繁雑にならないよう、制度は簡素であることが重要。